

詳細

≡ (http://exment.twave.co.jp/data/table_14321)

ID 274

作成ユーザー  システム管理者

更新ユーザー  システム管理者

作成日時 2024/01/17 10:02:43

更新日時 2025/06/27 12:11:01

区分

【Q&A】

カテゴリ

【人事】給与・通勤費

件名

通勤経路でバスを利用する事は出来ますか？

内容

◆原則として認められている定義

通勤手当支給規程 第4条（通勤手当の認定）(3)に定められています。※規程の一部を参照

バス以外の交通機関を利用できない場合は、次のそれぞれに該当するときにその区間におけるバス利用を認める

①自宅から勤務地までの間、バスのみを利用するときは、その間の距離が原則として2km以上あるとき。

②自宅から最寄りのバス以外の交通機関の利用起点までの距離が、原則として2km以上あるとき。

③勤務地から最寄り駅のバス以外の交通機関の利用起点までの距離が、原則として2km以上あるとき。

◆例外として認められる定義

通勤手当支給規程 第4条（通勤手当の認定）2.に定められています。※規定の一部を参照

当会社従業員の身体的な事情、又は、業務上の障害により、通勤に著しい負担がかかる場合は、部門長の許可を得て前項の要件外の通勤手当を合理的な範囲で支給することができる。

なお、部門長は、当該従業員から提出された別紙「通勤手当特別支給申請書」を確認の上、許可をすることとする。

添付ファイル

登録担当者 検索

登録担当者

公開承認者 検索

公開承認者

平井 剛

公開承認日

2024/03/18

公開終了

NO

コメント

保存